

2024年6月

ATグループ診療所

## 一般名処方加算について

2023年3月1日より、当院の処方箋の記載が「銘柄名」から「一般名」になりました。「一般名」での処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、調剤薬局の薬剤師と相談して選ぶことができ、ジェネリック医薬品であれば先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者様の負担軽減や、国の医療費の節減につながります。

「一般名処方」とは、

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

厚生労働省が示している記載方法に準じて、

**【般】** + 「一般名」 + 「含量」 + 「剤形」 で記載されます。

《例》 **【般】** ○○（薬名）▲▲mg □錠

ご不明な点などございましたら、診療所スタッフまでお声掛けください。

ご理解・ご協力のほど宜しくお願いいたします。